

大江町海外研修事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際化社会に対応できる感覚を養い、広い視野をもち、地域の活性化に寄与することのできる人材の養成を図るため、大江町海外研修事業を創設し、町民等がこの制度を活用する場合において、当該事業に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(対象者)

第2条 この研修事業の対象者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 大江町に住所を有し、現に居住している者であること。ただし、勉学のためにやむを得ず町外に居住している者も含める。
- (2) 大江町外に住所を有し、町内の高等学校に在学する者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、海外での次の各号に掲げる研修とする。

- (1) 幅広い知識の習得と視野を広め、今後の町づくりに生かすための研修。
- (2) 地域開発、地域おこし等に必要な技術取得研修。
- (3) 国又は県、町及びそれに準ずる機関が主催する国際交流事業に参加し、交流の促進、親善の推進を図るもの。
- (4) 海外でのボランティア活動への参加。

(補助対象期間)

第4条 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる研修については、現地での実質研修期間が7日以上であること。

(補助金の額)

第5条 第3条の補助対象事業に係る補助対象経費、補助金の額は、予算の範囲内で旅費実費の2分の1の額とし、1人20万円を限度とする。ただし、小学生については1人10万円を限度とする。また、補助金に千円未満の端数があるときは、その端数は交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、JICA（独立行政法人国際協力機構）が実施する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアに参加する場合は、派遣期間に応じて補助金を交付するものとする。補助金の額は、次の各号に定めるところに

よるものとする。

- (1) 6ヶ月未満 2万円
- (2) 6ヶ月以上1年未満 5万円
- (3) 1年以上 10万円

3 災害や天候不順、その他不測の事態等により前条に規定する補助対象期間を満たさない場合は、実質研修期間に応じて補助金を交付するものとする。補助金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実質研修期間が5日以上の場合第1項に定める額とする。
- (2) 実質研修期間が3日以上5日未満の場合は第1項に定める旅費実費の3分の1の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、「大江町海外研修事業補助金交付申請書」(様式第1号)に必要書類を添えて、原則として事業実施の1ヵ月前までにおおえ国際交流協会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 申請回数について、小・中・高・大の各就学区分と社会人区分で申請の回数上限を各1回までとする。

(交付の決定)

第7条 前条の申請があった場合は、別に定める審査会において審査を行い、会長に推薦し、会長はこれを決定する。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、「大江町海外研修事業補助金交付決定通知」により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止した場合。
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合。
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合。
- (4) 補助金の交付決定内容、又はこれに付した条件に違反した場合。

(違約金)

第 9 条 補助金の交付を受けたものが補助金の返還を命ぜられ、これを納期日まで納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、納付金額を控除した額）にあつては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の利息を付した額の違約金をおおえ国際交流協会に納付しなければならない。

2 会長は、前項の場合において止むを得ない事情があると認めるときは、補助金の交付を受けた者の申請により違約金の全部又は一部を免除することがある。

(計画変更の承認等)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め「大江町海外研修事業計画変更承認申請書」（様式第 2 号）による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

(2) 補助事業等の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

2 前項第一号及び第二号に定める軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 交付対象経費または補助金額の 2 割を超えない減

3 補助金の交付決定後における計画変更における補助金額の増は認めない。

(実績報告)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業完了後速やかに「大江町海外研修事業実績報告書」（様式第 3 号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第 12 条 会長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に通知する。

(数年度に亘る事業)

第13条 補助対象事業が数年度に亘る場合は、全体事業計画を提出するものとする。

2 補助金の申請については、年度毎に行うこととし、初年度について原則として、事業実施の1ヵ月前までに申請を行い、次年度以降については年度当初に申請を行うものとする。

3 実績報告は年度末までに当該年度分に係る実績を報告することとし、最終年度については事業完了後速やかに行うものとする。

4 補助金の額は、各年度の補助金を合計した額とし、1人20万円を限度とする。ただし、小学生については1人10万円を限度とする。

5 第5条第2項に該当する場合は、第2項及び第4項の規定は適用しないものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。